

# 育児・介護休業法における養子縁組の取扱いについて

厚生労働省 雇用環境・均等局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

# 育児・介護休業法の改正

平成27年12月21日付け労働政策審議会議長（樋口美雄会長）から厚生労働大臣（塩崎恭久大臣）宛て建議（抜粋）

「仕事と家庭の両立支援対策の充実について」（建議）

## Ⅱ 仕事と家庭の両立支援対策の方向性

### 2 多様な家族形態・雇用形態に対応した育児期の両立支援制度等の整備について

#### （3）育児休業等の対象となる子の範囲について

- ・ 特別養子縁組の監護期間中の子、養子縁組里親に委託されている子といった法律上の親子関係に準じると言えるような関係については、育児休業制度等育児に関する制度の対象とすることが適当である。

## 改正育児・介護休業法及び改正男女雇用機会均等法の概要

妊娠・出産・育児期や家族の介護が必要な時期に、男女ともに離職することなく働き続けることができるよう、仕事と家庭が両立できる社会の実現を目指し、雇用環境を整備する

### 1. 介護離職を防止し、仕事と介護の両立を可能とするための制度の整備

- 対象家族1人につき、3回を上限として、通算93日まで、介護休業を分割取得することができることとする。
- 介護休暇の半日単位の取得を可能とする。
- 介護のための所定労働時間の短縮措置等を介護休業とは別に、利用開始から3年の間で2回以上の利用を可能とする。
- 所定外労働の免除を介護終了までの期間について請求することのできる権利として新設する。
- 有期契約労働者の介護休業取得要件を緩和する。

### 2. 多様な家族形態・雇用形態に対応した育児期の両立支援制度等の整備

- 子の看護休暇の半日単位の取得を可能とする。
- 有期契約労働者の育児休業の取得要件を、
  - ①当該事業主に引き続き雇用された期間が過去1年以上あること、
  - ②子が1歳6ヶ月に達する日までの間に労働契約が満了し、かつ、契約の更新がないことが明らかでない者とし取得要件を緩和する。
- 特別養子縁組の監護期間中の子、養子縁組里親に委託されている子その他これらに準ずるものについては育児休業制度等の対象に追加する。

### 3. 妊娠・出産・育児休業・介護休業をしながら継続就業しようとする男女労働者の就業環境の整備

- 妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする、上司・同僚による就業環境を害する行為を防止するため、雇用管理上必要な措置を事業主に義務づける。

## 仕事と育児の両立支援制度の見直し

## 改正の趣旨

○ 非正規雇用労働者の育児休業の取得促進や妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益取扱い等の防止を図ることが必要。

## 改正内容【多様な家族形態・雇用形態に対応した育児期の両立支援制度等の整備】

	改正内容	現行	改正後
1	子の看護休暇（年5日）の取得単位の柔軟化	1日単位での取得	半日（所定労働時間の二分の一）単位の取得を可能とする。 ※所定労働時間が4時間以下の労働者については適用除外とし、1日単位。 ※業務の性質や業務の実施体制に照らして、半日を単位として取得することが困難と認められる労働者は、労使協定により除外できる。 ※労使協定により、所定労働時間の二分の一以外の「半日」とすることができる。（例：午前3時間、午後5時間など）
2	有期契約労働者の育児休業の取得要件の緩和	①当該事業主に引き続き雇用された期間が1年以上であること、②1歳以降も雇用継続の見込みがあること、③2歳までの間に更新されないことが明らかである者を除く	①当該事業主に引き続き雇用された期間が過去1年以上であること、 ②子が1歳6ヶ月になるまでの間に、その労働契約（労働契約が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了することが明らかでないものとし、取得要件を緩和する。
3	<u>育児休業等の対象となる子の範囲</u>	法律上の親子関係である実子・養子	特別養子縁組の監護期間中の子、養子縁組里親に委託されている子といった法律上の親子関係に準じると言えるような関係にある子については育児休業制度等の対象に追加する。 ※法律上の親子関係に準ずる子については、省令で規定
4	妊娠・出産・育児休業・介護休業をしながら継続就業しようとする男女労働者の就業環境の整備	事業主による不利益取扱い（就業環境を害することを含む。）は禁止	・妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする、上司・同僚による就業環境を害する行為を防止するため、雇用管理上必要な措置を事業主に義務づける。 ・派遣先で就業する派遣労働者については、派遣先も事業主とみなして、上記防止措置義務を適用する。また事業主による育児休業等の取得等を理由とする不利益取扱いの禁止規定を派遣先にも適用する。

5-2 特別養子縁組の監護期間中の子、養子縁組里親に委託されている子について、その関係について証明する書類としてはどのようなものがあるのか。

(答)

特別養子縁組の監護期間にある子に関しては「家庭裁判所等の発行する事件係属証明書」、養子縁組里親に委託されている子に関しては「委託措置決定通知書」を、これらに準ずる子に関しては「児童相談所長の発行する証明書」を想定している。

## 委託されている者であることを証明する書類について①

「育児休業の対象となる「その他これらに準ずる者として厚生労働省令で定める者に、厚生労働省令で定めるところにより委託されている者」であることを証明する書類について」

（平成28年8月2日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、家庭福祉課長及び職業家庭両立課長発各都道府県、指定都市及び児童相談所設置市宛て通知）

雇用保険法等の一部を改正する法律（平成28年法律第17号）により、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する育児休業の対象となる子の範囲が拡大され、「民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により労働者が当該労働者との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該労働者が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1項に規定する里親である労働者に委託されている児童のうち、当該労働者が養子縁組によって養親となることを希望している者及びその他これらに準ずる者として厚生労働省令で定める者に、厚生労働省令で定めるところにより委託されている者を含む。」こととされた。「その他これらに準ずる者として厚生労働省令で定める者に、厚生労働省令で定めるところにより委託されている者」については、雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成28年省令第137号）による改正後の育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則により規定され、具体的な取扱いについては、別添「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の施行について」（平成28年8月2日付け雇児発0802第3号。以下「育児休業・介護休業法の施行について」という。）により、各都道府県労働局宛に周知されたところである。

「育児休業・介護休業法の施行について」においては、「その他これらに準ずる者として厚生労働省令で定める者に、厚生労働省令で定めるところにより委託されている者」に該当するかは、児童相談所長が発行する証明書等を参考に判断すべきこととされている。

については、「その他これらに準ずる者として厚生労働省令で定める者に、厚生労働省令で定めるところにより委託されている者」を養育する養育里親から求めがあった場合には、別紙様式により証明書の交付を行うこと。

この際、「その他これらに準ずる者として厚生労働省令で定める者に、厚生労働省令で定めるところにより委託されている者」に該当するか否かの判断は、原則、里親が行う養育に関する最低基準（平成14年厚生労働省令第116号）第10条に規定する自立支援計画書に記載された委託理由等を参考に判断することとするが、具体的な事例に照らして適切に判断すること。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

# 委託されている者であることを証明する書類について②

別紙様式

育児休業の対象となる「その他これらに準ずる者として厚生労働省令で定める者に、厚生労働省令で定めるところにより委託されている者」に関する証明願

平成 年 月 日

●●児童相談所長殿

(申請者)

氏名 印  
性別  
生年月日  
住所

(証明書の対象となる児童)

氏名  
性別  
生年月日  
住所

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により、都道府県知事から同法第6条の4第2項に規定する養育里親とし委託を受けている児童について、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第2条第1号に規定する「その他これらに準ずる者として厚生労働省令で定める者に、厚生労働省令で定めるところにより委託されている者」であることを証明願います。

●● 第●号

上記のとおり相違ないことを証明する。

平成 年 月 日

●●児童相談所長

印



## ● 育児・介護休業法（抜粋）

### （定義）第二条

この法律(第一号に掲げる用語にあつては、第九条の七並びに第六十一条第三十三項及び第三十六項を除く。)において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

#### 一 育児休業

**労働者**(日々雇用される者を除く。以下この条、次章から第八章まで、第二十一条から第二十四条まで、第二十五条第一項、第二十五条の二第一項及び第三項、第二十六条、第二十八条、第二十九条並びに第十一章において同じ。)が、**次章に定めるところにより、その子**(民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百七条の二第一項の規定により労働者が当該労働者との間における同項に規定する**特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者**(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))**であつて、当該労働者が現に監護するもの**、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第二号に規定する**養子縁組里親である労働者に委託されている児童及びその他これらに準ずる者として厚生労働省令で定める者に、厚生労働省令で定めるところにより委託されている者**を含む。第四号及び第六十一条第三項(同条第六項において準用する場合を含む。))を除き、以下同じ。)を**養育するためにする休業をいう。**

## ● 育児・介護休業法施行規則（抜粋）

### 第一章 総則（法第二条第一号の厚生労働省令で定めるもの）

第一条 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号。以下「法」という。)第二条第一号の厚生労働省令で定める者は、**児童の親その他の児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十七条第四項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親(以下「養子縁組里親」という。))として当該児童を委託することができない労働者とする。**

2 法第二条第一号の厚生労働省令で定めるところにより委託されている者は、児童福祉法第六条の四第一号の規定による養育里親に同法第二十七条第一項第三号の規定により委託されている者とする。

## ● 解釈通達

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の施行について」(雇児発0802第3号、改正令和5年4月28日雇均発0428第3号) 抜粋

## 2 定義(法第2条)

### (1) 育児休業

ハ「子」とは、

- ①労働者と法律上の親子関係がある子(養子を含むものであること。)
- ②特別養子縁組を成立させるために養親となる者が養子となる者を6か月以上の期間現実に監護しているときの当該期間(以下「監護期間」という。)にある者
- ③養子縁組里親に委託されている者及び
- ④特別養子縁組により養親となろうとする者又は養子縁組里親に準ずる者として厚生労働省令で定める者に厚生労働省令で定めるところにより委託されている者をいうこと。

(イ) 特別養子縁組とは、原則として15歳未満の未成年者の福祉のため特に必要があるときに、未成年者とその実親側との法律上の親族関係を消滅させ、実親子関係に準じる安定した養親子関係を家庭裁判所が成立させる縁組制度であること(民法(明治29年法律第89号)第4編第3章第5款)。裁判所が特別養子縁組を成立させるには、養親となる者が養子となる者を6か月以上の期間監護した状況を考慮しなければならないものとされており(民法第817条の8第1項)、この期間について育児休業を認めるものであること。監護期間は、原則として家庭裁判所に特別養子縁組の成立の請求をした日から起算するものであること(同条第2項)。特別養子縁組の成立の請求が裁判所に係属するまでは、育児休業の対象とならないものであること。

### ● 解釈通達

- (ロ) 養子縁組里親とは、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適當であると認められる児童(以下「要保護児童」という。)を養育すること及び養子縁組によって養親となることを希望する者(都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う研修を修了した者に限る。)のうち、児童福祉法第34の19に規定する養子縁組里親名簿に登録されたものをいうこと。委託措置が決定される前の一時的な預かりなどの期間は育児休業の対象とならないものであること。
- (ハ) 特別養子縁組により養親となろうとする者及び養子縁組里親に準ずる者として厚生労働省令で定める者に厚生労働省令で定めるところにより委託されている者とは、児童相談所において、当該労働者に養子縁組里親として委託すべきである要保護児童として手続を進めていたにもかかわらず、委託措置決定を出す段階に至って実親等の親権者等が反対したため、養子縁組里親として委託することができず、やむなく当該労働者を養育里親として委託されている要保護児童をいうこと(則第1条)。これに該当するかは、平成28年雇児総発0802第1号・雇児福発0802第1号・雇児職発0802第1号に基づき児童相談所長が発行する証明書を参考に判断すべきこと。

## 育児休業制度等の概要

# 妊娠・出産・育児期の両立支援制度

